

一般社団法人明専会 資産管理運用規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人明専会(以下「当法人」という。)の定款第47条～第55条により資産の管理運用執行方針、運用手続き等について定め資産の適正かつ効率的な運用を図り、もって目的事業の安定的かつ継続的な進展に寄与することを定める。

(運用される資産)

第2条 この規則において運用対象となる財産は、当法人の裁量により効率的に運用すべき資産とする。

(資産の運用責任者)

第3条 資産の運用責任者は、会長とする。

- 2 会長は、理事会の承認を得て、理事の中から資産運用執行責任者を任命することができる。
- 3 前項の理事は、善良な管理者の注意をもって資産の運用にあたるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、当法人のために忠実に職務を執行しなければならない。
- 4 会長は、翌事業年度における資産運用の執行方針及び計画につき理事会の承認を得なければならない。

(資産運用基本方針)

第4条 当法人の保有する資産については、資産の積立目的、運用可能期間等その資産の特性を勘案し、適正な運用に務めなければならない。

(運用対象)

第5条 資産の運用対象は次の通りとする。

- (1) 金融機関への円建て預貯金
 - (2) 日本国債
 - (3) 地方債
 - (4) 元本保証の円建て金銭信託
 - (5) 日々決算を行う円建て追加型公社債、債券投資信託
- 2 資産の運用対象は、明細とともに毎年度資産運用執行責任者より理事会に報告する。

(理事会への運用状況の報告)

第6条 会長は、資産の運用状況につき、年1回又は必要に応じ理事会に報告しなければならない。

(資産運用管理基準)

第7条 資産の日常管理基準は、別に定める。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を得て行うものとする。

附則

- 1 この規則は、平成24年5月19日から施行する。
- 2 平成26年2月6日 一部修正